

水道料金・下水道使用料改定の経緯

	水道料金		下水道使用料	
	水道料金改定	水道料金統一	下水道使用料改定	下水道使用料統一
H19.10.1	～H23.9.30まで 基本料金 10㎡まで 1,500円 超過料金 11㎡から 248円	上水道地区および一部簡易水道地区の水道料金を 口径別料金に統一（市内約70%が統一料金とな る）	～H25.9.30まで 旧市町村により異なる料金 20㎡あたり	
H20.10.1	20㎡ 3,980円 内税 5%	畑野・小倉簡易水道、丸山・浜河内簡易水道、多田 簡易水道 水道料金統一（市内約80%が統一料金 となる）	両津：5,054円 相川：5,040円 国仲：4,830円	
H23.4.1		小木町簡易水道、沢崎簡易水道、羽茂簡易水道、 大滝簡易水道、赤泊簡易水道の料金を統一	小木：3,550円 羽茂：5,250円 赤泊：4,600円 多田漁集：4,200円	
H23.10.1	水道料金改定 基本料金を300円値上げする 基本料金 10㎡まで 1,800円 超過料金 11㎡から 248円 20㎡ 4,280円 内税 5%			
H25.10.1				旧市町村単位で異なっていた下水道 使用料を統一 基本料金 10㎡まで 1,800円 超過料金 11㎡から 230円 20㎡ 4,100円 内税 5%
H26.4.1	消費税増税により水道料金を改定する （消費税率5%→8%） 基本料金 10㎡まで 1,852円 超過料金 11㎡から 255円 20㎡ 4,402円 内税 8%	岩首簡易水道、前浜簡易水道の料金を統一する。	消費税増税により下水道使用料を改定する （消費税率5%→8%） 基本料金 10㎡まで 1,852円 超過料金 11㎡から 236円 20㎡ 4,212円 内税 8%	
H27.4.1		両津大川簡易水道、水津簡易水道、見立簡易水 道、鷺崎簡易水道の料金を統一		
H28.4.1		市内全域の水道料金を統一		
R1.10.1	内税から外税に変更し、消費税増税により水道料金を 改定する （消費税率8%→10%） 基本料金 10㎡まで 1,715円 超過料金 11㎡から 236円 20㎡ 4,482円 外税 10%		内税から外税に変更し、消費税増税により下水道使 用料を改定する （消費税率8%→10%） 基本料金 10㎡まで 1,715円 超過料金 11㎡から 218円 20㎡ 4,284円 外税 10%	